平成２６年（フ）第７９８号
京都市右京区嵯峨観空寺明水町１番地の３
破産者　有限会社アペックス
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４３４号
岡山市東区西大寺中野372番地１
破産者　株式会社ハートコム
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３５号
岡山市南区福浜町19番36号
破産者　汀埜　元章
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１６５号
青森県弘前市大字富田２丁目１番地21、旧住所青森県弘前市大字富田２丁目６番地１
破産者　福士テツ子
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第６６３号
仙台市太白区長町南４丁目19番２号　睦コーポ２－102
破産者　大宮　宏美
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７０６号
宮城県名取市田高字沢目278番地　県営名取田高住宅353号
破産者　山田　英貴
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４１号
秋田県大仙市協和境字下台72番地
破産者　今野彦左衛門
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第３４４号
群馬県北群馬郡吉岡町陣場55番地　グループホームはばたきの家８号、住民票上の住所群馬県渋川市北牧508番地１
破産者　佐藤　健二
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３４号
長野県松本市村井町南３丁目10番５号　中野寿美子方、住民票上の住所長野県松本市寿北９丁目１番６号
破産者　小澤　信一
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２６６９号
大阪府枚方市樋之上町９－３－205、開始決定時の住所大阪府枚方市北船橋町101番地の３
破産者　秦　　潔子
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２００号
大阪府東大阪市長堂３丁目16番11号
破産者　姉﨑　幸七
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３４５号
大阪市西淀川区佃２丁目３番31号、前住所大阪市西淀川区佃３丁目７番29号
破産者　喫茶ロックこと　金子　録三
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５７４号
大阪市都島区友渕町２丁目８番７－713号
破産者　水野登志雄
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６１５号
奈良県生駒市辻町78番地６　シティパレスＤ－404
破産者　田中時弘こと　金　　時弘
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７８１号
奈良市帝塚山南４丁目20－15　エスパース・ドゥ・帝塚山105号室、開始決定時大阪府東大阪市菱屋西６丁目３番２－322号
破産者　エステサロンプレシャスこと　佐藤　俊夫
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９１８号
大阪市鶴見区横堤３丁目６番60号　レオパレスＭＩＮＡＭＩＮＯ　Ｉ　105
破産者　牧野　忠昭
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２１６号
大阪市西成区玉出西２丁目９番６号　玉出文化103、前住所大阪市西成区千本北２丁目28番13号
破産者　グリル新富士こと　宮本　　正
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２５０号
大阪府豊能郡能勢町宿野151番地の323
破産者　田中　欣子
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部